

[事案 30-148] 死亡保険金支払請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不告知教唆を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

親が亡くなったので、平成 27 年 12 月に親が契約した積立利率変動型一時払終身保険にもとづき、死亡保険金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、告知時に、募集人の上席者に対し、親がパーキンソン病であることを伝えたところ、上席者から告知書の「いいえ」に丸を付けるように指示された。上席者の指示は不告知教唆に該当することから、契約解除を取り消して、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人とその上席者は、申立人から、申立人親がパーキンソン病であるとは聞いておらず、不告知教唆の事実もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および上席者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められず、告知すべき事実と死亡の原因には因果関係があることから死亡保険金を支払うべきとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。